

ニジェール共和国

狩猟及び動物相保護の制度を定める

1998年4月29日 法律第98-07号

憲法典により；

国民議会の審議及び採択により；

共和国大統領が

以下の内容の

法律を公布する；

第I章：概則及び定義

第I節：概則

第1条：本法律は、狩猟及び動物相の保護に関する制度を定義するものである。

第2条-：狩猟とは、自由な状態で生きる野生動物を探し、追跡し、狙い又は撮影し、罠にかけ、捕獲し、殺傷すること、又は卵を収集又は破壊する全ての行為を指す。

第3条- 狩猟許可を保有していない者は何人たりとも狩猟を行ってはならない。

(中略)

第II章：狩猟の権利の行使

第I節：狩猟許可

第5条 – 狩猟の権利の行使については、成年であり、武器の使用に際しては武器所持許可の保有を前提として交付される狩猟許可の保有者の全てに対して認められる。

野生動物相の担当行政当局のみが、狩猟許可の交付の権限を持つ。

原文タイトル:Loi N° 98-07 du 29 avril 1998 fixant le Régime de la Chasse et de la Protection de la Faune

原文リンク：https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/E6524FCD-4F53-AAD4-1EFE-6ACB4FA5F6AA/attachments/Loi_N98-007_chasse_et_protection_de_la_faune.docx

(最終アクセス日：平成30年2月20日)

第6条 - 5種類の狩猟許可が制定されている：

- 1) 学術狩猟許可：学術狩猟許可は、学術目的のためだけにその所有者に対していくつかの種の動物の殺傷又は捕獲の権利を与えるもので、認可においてはその動物の数、種及び性別が明記される。これは無償での交付が可能で、保護区又は国立公園内での実施、また完全な保護対象動物を狩猟対象とすることも可能である；
- 2) 商業捕獲許可：生きている野生動物の捕獲、保有、譲渡及び輸出の権利を与えるものである。ただし、完全な保護種を除き、また有効な国家文書及びニジェールが参加する国際条約及び協定に沿うものとする；
- 3) 慣習的狩猟許可：慣習的狩猟許可は、慣習によって厳に証明された利用権の所有者に対し、その生存及び儀礼的目的のために、無償で狩猟を行うことを認めるものである。それは彼らの地域内で行われ、国立公園、全面的な又は不可侵な動物相保護区、狩猟区域、野禽飼育場を除く；
- 4) スポーツ狩猟許可：ウォッチングスポーツ狩猟許可は、有償で、娯楽、記念品又は肉の目的のために徒歩での狩猟を許可するものである。スポーツ狩猟許可には3つのカテゴリーが制定されている：
 - a) 小規模狩猟許可又はカテゴリーA
 - b) 中規模狩猟許可又はカテゴリーB
 - c) 大規模狩猟許可又はカテゴリーC。
- 5) 動物ウォッチング許可：動物ウォッチング許可は、有償で、野生動物相及びその域内の撮影を許可するものである。

許可の各タイプのための狩猟対象種リストについては、閣僚会議で採択された政令（*décret*）にて定められる。

第7条 - 許可の各タイプに関する開始及び終了の時期、行使の条件、及び殺傷の自由度については、野生動物相担当大臣による省令（*arrêté*）により定義される。

第8条 - 以下については国土全般において禁止される：

- 期間外の狩猟；

- ボートを除く、モーター付き機械又はあらゆる車両に乗っての狩猟
- 火、網又は穴による狩猟；
- 薬物、毒入り餌、固定銃、爆発物、戦争用武器及び弾薬による狩猟及び捕獲；
- 照明器具の有無にかかわらず夜間の狩猟。

しかしながら野生動物相担当省は、動物相技術部門の意見に基づき、例外として、野生動物相担当技術部署の管理のもと、人及び資産の保護を目的とした狩猟の禁止手続、及び国立公園及び保護区の個体増殖や学術目的のための生きている動物の捕獲を許可することができる。

技術的意見に沿わない全ての許可は無効である。

(中略)

第 V 章：最終規定

第 49 条 - 特に、狩猟制度を定める 1692 年 8 月 4 日法律第 62-28 号、狩猟・捕獲許可、動物殺傷税、狩猟案内ライセンスの名目で徴収する料金を定める 1996 年 8 月 26 日オルドナンス第 96-052 条といった、本法律以前のあらゆる規定は廃止される。

第 50 条 - 閣僚会議にて採択される政令及びそれに伴う文書は、ニジェール共和国官報にて公開され、国家の法律として施行される本法律の適用方法を必要に応じて定める。

ニアメにて 1998 年 4 月 29 日

署名：共和国大統領

IBRAHIM MAINASSARA BARE

写し：
政府事務総長

Sadé EL HADJI MAHAMAN